

健感発1203第3号  
平成30年12月3日

各  $\left[ \begin{array}{l} \text{指定都市を管内に有しない県} \\ \text{指定都市を除く保健所設置市} \end{array} \right]$  衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業について

標記については、平成11年度からインフルエンザ対策の緊急性に鑑み、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による発生動向調査事業とは別に、指定都市及び特別区の協力を得て、インフルエンザの流行期に実施しているところです。

本事業については、今シーズンも、指定都市及び特別区において、昨シーズンと同様の方法で実施いたしますので、貴職による報告の必要はありませんが、参考までに実施を依頼する指定都市及び特別区への通知（写）を送付します。